

## 七飯町防災行政無線施設の設置条例の一部を改正する条例の概要

総務部情報防災課

### 1 改正理由

防災行政無線整備等事業業務委託契約により、新たな防災行政無線を設置することに伴い、七飯町防災行政無線施設の設置条例（平成9年条例第2号。以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

主な改正内容は次のとおりです。

#### （1）無線施設の名称及び設置場所

改正前の条例における別表を、新たに設置する無線施設の名称及び設置場所に改め、同表を別表第1とする。

#### （2）屋内受信機器の設置場所及び設置限度数

改正前の条例における設置場所が大沼地域に限られている規定及び第3条第1項の表を削り、別表第2として新たに設置する屋内受信機器の設置場所及び設置限度数を定め、同条第2項及び第3項を削る。

#### （3）所要の規定の整備

新たな防災行政無線を設置することに伴い、改正前の条例における文言等の改正を行う。

#### （4）別記の削除

改正前の条例における別記として、七飯町防災行政無線戸別受信機管理簿が定められているが、新たな防災行政無線を設置することに伴い、記載内容の改正が必要なことから別記を削り、新たに規則等で別に定める。

### 3 施行期日

この条例は、令和3年12月1日から施行します。

七飯町防災無線施設の設置条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後												
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 無線施設の名称及び設置場所は、別表のとおりとする。 (受信施設)</p> <p>第3条 前条の規定により、町長が指定することができる屋内受信施設(以下「受信施設」という。)の設置場所(大沼町、上軍川、東大沼、西大沼地区)及び設置限度数は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="678 1120 1013 2123"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 各地区に住所を有する住民の世帯数の住家</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>2 国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>3 学校、幼稚園、保育所、医療機関、避難施設</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>4 産業団体等の事務所及び施設</td> <td>町長が指定する台数</td> </tr> <tr> <td>5 その他町長が必要と認めた場所</td> <td>必要により設置することができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の1に規定する付帯施設に受信施設の設置を希望する者は、1台を限度とし、有償で設置できるものとする。</p> <p>3 前項の設置は、町長が特に認めた者とする。 (無線施設の管理)</p> <p>第4条 町長は、前条で設置した受信施設について、別に定める「七飯町防災無線戸別受信機管理簿」を作成し、町に保管するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	設置場所	設置数	1 各地区に住所を有する住民の世帯数の住家	1台	2 国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設	1台	3 学校、幼稚園、保育所、医療機関、避難施設	1台	4 産業団体等の事務所及び施設	町長が指定する台数	5 その他町長が必要と認めた場所	必要により設置することができる	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 無線施設の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。 (受信機器)</p> <p>第3条 前条の規定により、町長が指定することができる屋内受信機器(以下「受信機器」という。)の設置場所及び設置限度数は別表第2のとおりとする。</p> <p>(無線施設の管理)</p> <p>第4条 町長は、前条で設置した受信機器について、別に定める「七飯町防災無線戸別受信機管理簿」を作成し、町に保管するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
設置場所	設置数												
1 各地区に住所を有する住民の世帯数の住家	1台												
2 国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設	1台												
3 学校、幼稚園、保育所、医療機関、避難施設	1台												
4 産業団体等の事務所及び施設	町長が指定する台数												
5 その他町長が必要と認めた場所	必要により設置することができる												

改正後	改正前
<p>第5条(略) (使用者の遵守事項)</p> <p>第6条 第3条の受信機器の使用者は、<u>受信機器</u>について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無断で<u>受信機器</u>を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>(4) 町長の指定する者以外は<u>受信機器</u>を解体、修理等を依頼してはならない。</p> <p>(5) 町内外に転居するときは、あらかじめ町長に届出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(6) <u>受信機器</u>を損傷、又は滅失してはならない。</p> <p>第7条(略) (貸与及び使用料)</p> <p>第8条 <u>受信機器</u>は貸与し、その使用料は無料とする。 (費用の負担)</p> <p>第9条 <u>受信機器</u>の管理費用は、使用者が負担しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、費用を免除することができる。</p> <p>第10条(略) (委任)</p> <p>第11条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は<u>町長</u>が別に定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>第5条(略) (使用者の遵守事項)</p> <p>第6条 第3条第1項の<u>受信施設</u>の使用者は、<u>受信施設</u>について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無断で<u>受信施設</u>を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>(4) 町長の指定する者以外は<u>受信施設</u>を解体、修理等を依頼してはならない。</p> <p>(5) 町内外に転居及び取付場所を移動するときは、あらかじめ町長に届出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(6) <u>受信施設</u>を損傷、又は滅失してはならない。</p> <p>第7条(略) (貸与及び使用料)</p> <p>第8条 <u>受信施設</u>は貸与し、その使用料は無料とする。 (費用の負担)</p> <p>第9条 <u>受信施設</u>の管理費用は、使用者が負担しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、費用を免除することができる。</p> <p>第10条(略) (規則への委任)</p> <p>第11条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は<u>町規則</u>で定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表</p>
<p>名称</p> <p>設置場所</p>	<p>名称</p> <p>設置場所</p>

改 正 前		改 正 後	
固定系			
1	七飯町防災行政無線施設親局（役場庁舎内） 七飯町本町6丁目1番1号	七飯町防災行政無線施設親局	七飯町本町6丁目1番1号
2	七飯町防災行政無線施設中継局	七飯町防災行政無線放送屋内受信機器	町長が指定する場所
3	七飯町防災行政無線施設遠隔制御局	七飯町防災行政無線施設屋外子局	町長が指定する場所
	一 南北朝海道大沼婦人会館内		
	二 南渡島消防事務組合七飯消防署大沼分遣所内		
4	七飯町防災行政無線放送屋内受信施設	七飯町防災行政無線施設移動局	町長が指定する場所
5	七飯町防災行政無線施設屋外拡声子局（22基）		
移動系			
1	七飯町防災行政無線施設基地局（役場庁舎内） 七飯町本町6丁目1番1号		
2	七飯町防災行政無線施設移動局		
3	七飯町防災行政無線施設移動局		

別表第2（第3条関係）

設置場所		設置限度数
1	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者の住家	1台
2	国、北海道、町その他公共的団体の事務所及び施設	1台
3	学校、幼稚園、保育所、医療機関、避難施設、福祉施設、宿泊施設、事業所等	町長が指定する台数
4	町内会の会長の住家	1台



